

仕様書（案）

1. 件名

令和4年度統合原子力防災ネットワークシステムに係る一部機器の調達

2. 納入場所

原子力規制庁担当職員と協議の上、指定の倉庫に納入すること。※場所については現時点で未確定

3. 納入期限

令和5年3月31日までに納入を完了すること。※意見招請を受けて納入スケジュールを見直し予定

4. 仕様

(1) 詳細仕様

別紙1のとおりとする。

(2) 保守体制等

ア 日本国内において技術的相談に速やかに応じることができる体制が整備されていること。

イ 障害が発生した場合は速やかに障害への対応を開始できるような保守体制が採られていること。

ウ 検収後1年以内に製品上の欠陥により障害が発生した場合、障害部位の交換又は修理を無償で行うこと。

エ 部位の交換又は修理の作業中は、代替品を直ちに原子力規制庁担当職員が指定する場所（日本国内）において提供すること。

5. 検収条件

本仕様書に記載の内容を充足している機器が納入されたことをもって検収とする。

6. 納品方法等

受注者は、あらかじめ原子力規制庁担当職員と納品日等について協議調整すること。

7. 情報セキュリティ

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

(2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーを確認及び遵守するとともに、情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において業務に係る情報セキュリテ

40 イ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する
41 監査を受け入れること。

42 (4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合
43 には、確実に返却又は廃棄すること。また、業務において受注者が作成した情報についても、原
44 子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

45 (5) 受注者は、業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

46

47 • 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

48 <https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

49

50 8. その他

51 (1) 下記の場合においては、直ちに調達物品の返品、交換に応じることとし、返送に必要な費用につ
52 いては受注者が負担すること。

53 • 仕様書の記載内容と異なる製品を納品した場合

54 • 受注者の責任で傷や汚れが生じた製品

55 (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書
56 に記載のない細部を明確にする必要が生じたときは、原子力規制庁担当者と速やかに協議し、そ
57 の指示に従うこと。

58